

介護等の体験について / 介護等の体験全般

現在、社会福祉施設(老人ホーム)で勤務しています。介護等の体験は免除になりますか。

勤務をしていることによって免除されることはありません。看護師や理学療法士、介護福祉士等の免除となりうる資格を所有しているか、ご自身の勤務に対して、施設側または社会福祉協議会側が了承のうえ、「介護等の体験証明書」に証明がされる必要があります。なお、証明がされるかは、地域や施設によって対応が異なります。

出身大学で教職課程を履修していて介護等の体験は終わりました。結局、教員免許状の取得はできなかったのですが、介護等の体験は再度行う必要がありますか。

「介護等の体験証明書」があり、すでに7日間の体験をしたことが証明されていれば、本学で改めて体験を行う必要はありません。また、すでに小学校・中学校の免許状を取得している方等も、受講は不要です。その他の不要または免除対象者は入学案内書の「介護等の体験」の項をご参照ください。

現在、神奈川県に在住していますが、交通の便など諸事情から東京都で介護等の体験を希望することは構わないでしょうか。

介護等の体験はご自身の居住する都道府県で行うこととなります。交通の便等は考慮されません。

